

自己評価報告書

平成 23 年 3 月 31 日現在

機関番号：34419

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730082

研究課題名（和文）団体訴訟の民事実体法的基礎－民法・行政法・憲法からの複眼的アプローチ

研究課題名（英文）Verbandsklage und Zivilrecht

研究代表者

宮澤 俊昭（ MIYAZAWA, Toshiaki ）

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：30368279

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学（3406）

キーワード：団体訴訟

1. 研究計画の概要

本研究は、団体訴訟の実体法的基礎を明らかにすることを目的としている。具体的には、2006年に成立した消費者契約法の改正を通じて導入された消費者団体訴訟制度の民事実体法的基礎について、損害賠償請求権の可能性も視野に入れて理論的に構築することが直接の目標となる。

2. 研究の進捗状況

(1) 平成20年度には、民法理論において団体訴訟制度を体系的・内在的に位置づけるための考察を行った。この考察は、社会において自律的に形成された秩序としての私法秩序に含まれる規範が存在する場合には、その規範に基づいて強制力を通じて実現されることの認められる法的地位を権利と表現し、それを国家の強制力の発動の基準にしなければならない、との理論的枠組みを前提において行った。その結果、集合的・公共的利益に対する私法上の権利を、社会において自律的に形成された規範に基づいて認めることは民事実体法理論として否定することはできないが、団体訴訟制度の民事実体法的基礎となる規範が社会において自律的に形成されていると捉えることは困難であることとの帰結に至った。この帰結は、団体訴訟制度を民事実体法理論によって基礎づけるためには、自律的な規範の吸い上げと政策的考慮とをどのように関連づけるのか、という問題が重要な意味を持つことを示している。

(2) 平成21年度には、行政法理論の見地から考察を行った。現行の消費者契約法によって定められている消費者団体訴訟制度においては、適格消費者団体の認定につき厳格な

基準が設けられていることから、実際の運用も厳格に行われるならば、規制の民営化の一環として認定を受けた少数の適格消費者団体を利用するという側面が前面に出てくるとの指摘がなされている。また、適格消費者団体となるためには、内閣総理大臣の認定を受けなければならない(消費者契約法13条1項及び同2項)。さらに、2008年の消費者契約法等の改正によって、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)と特定商取引に関する法律(特定商取引法)に消費者団体訴訟制度が導入された。この改正では、行政庁による行政処分によって執行されてきた行政規制の一部が、民事上の権利関係を規定する観点から規定し直されている(例えば、景品表示法11条の2など)。

このような状況から、民事実体法理論に限定した議論、あるいは行政法理論に限定した議論のいずれかを単独で団体訴訟制度の実体法的基礎とすることはできないことに加えて、ただ単純に両者を形式的に重ね合わせることによっても団体訴訟制度の実体法的基礎を構築することはできないことが明らかになった。ここから、団体訴訟制度の実体法的基礎を解明するためには両者の調和をいかに図り、融合させることができるのか、という視点からの考察が不可欠との前提が導かれた。この前提を立ち、現在の制度に関わる議論の整理と、その調和・融合のあり方を検討した。

(3) 平成22年度には、本年度は、団体訴訟制度と憲法理論の関係、特に司法権の範囲に関する問題について検討した。

まず、司法権の範囲に関する近時の議論においては、公益に対する団体訴訟も、立法に

よるものであれば、裁判所法3条1項に言う「特に法律の定めのある権限」として認められるとされる。さらに、本研究においては、集合的・公共的利益に対する権利が私法上正当化されるのであれば、法律上の争訟として司法権の範囲に含まれる可能性は認められる、との結論に達した。ただし、昨年度の研究から、団体訴訟制度の実体法的な基礎は民事実体法理論のみならず行政実体法理論も融合させて構築させるべきとの結論が導かれているため、私法上正当化されたからといって、団体訴訟を認めるために憲法理論から立法は必要とされない、との結論は導き得ない。そして、ここでは最判平成14年7月9日民集56巻6号1134頁との関係が問題となる。この判決は、国又は地方公共団体がもつばら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではない、とした。学説の殆どが批判するこの判例を前提とするならば、行政実体法理論をも基礎において団体訴訟制度を構築するのであれば、司法権の範囲との関係で、憲法上、特別の立法が必要となる、との結論が導かれる。なお、行政実体法理論との関係では、「私人としての行政」という視点からの憲法上の問題にも目を向けることが求められる。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

本研究においては、民法学、行政法学、憲法学のそれぞれの見地からの検討を、本年度までに行うことを計画していた。前述2.において示した通り、これらの個別の検討は、それぞれ行ってきたところである。

4. 今後の研究の推進方策

団体訴訟制度の立法過程における議論の整理・検討、各個別法領域における議論を内在的に理解するための検討、比較法的検討の全てを総括し、団体訴訟の実体法的基礎についての法領域を横断した総合的な考察を行い、団体訴訟制度の民事実体法的基礎を理論的に示す。ここでは、現在立法が検討されている集団的消費者被害救済制度も対象に含める。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

①宮澤俊昭『「被侵害利益の公共化」のすべてを不法行為法がうけとめるべきか』近法58巻2・3号425-479頁(2010年)。

②宮澤俊昭「判例評釈(眺望利益に基づいて隣地上の建築工事の禁止を認めた仮処分決定)」速報判例解説6号357-360頁(2010年)。

③宮澤俊昭「判例評釈(諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開放を5年に限って認めた事例)」速報判例解説5号329-332頁(2009年)。

④宮澤俊昭「集合的・公共的利益に対する私法上の権利の法的構成についての一考察(5・完)」近法57巻2号51-107頁(2009年)。

⑤宮澤俊昭「集合的・公共的利益に対する私法上の権利の法的構成についての一考察(4)」近法57巻1号31-91頁(2009年)。

〔学会発表〕(計0件)

以上